

注射用カリウム製剤の適応外使用のお知らせ

当院倫理委員会において承認を受けた下記の治療法につきまして必要時に速やかに治療を実施することができるよう、対象者となられる方に事前に同意をいただくことに代えて、病院ホームページにて情報を公開することにより治療を実施しております。

本件について同意できない場合、この内容に関して拒否される場合やご質問がある場合は下記の問い合わせ先までご連絡ください。

なお、その場合においても、診療において不利益を被ることはありません。

| | |
|-------------|---|
| 実施内容 | 低カリウム血症における高濃度注射用カリウム製剤の使用 |
| 対象患者 | 基礎疾患があり、輸液量の制限等が必要で、なおかつ低カリウム血症を呈しており、添付文書上の用法用量を遵守することが困難と判断された低カリウム血症患者 |
| 承認日 | 令和5年12月22日 |
| 実施期間 | 承認後から永続的に使用 |
| 目的・概要 | 低カリウム血症において重篤な症状を呈する場合や内服が困難な場合は注射用製剤が使用されます。注射用カリウム製剤は添付文書上で濃度 40mEq/L 以下に希釈し、速度 20mEq/hr 以下、1日量は 100mEq 以下とされています。しかし、輸液量の制限、あるいは補正を急ぐ場合には添付文書の規定を逸脱して使用場合があります。当院では高濃度カリウム製剤として濃度 200mEq/L 以下、速度 20mEq/hr 以下、1日量 400mEq/L 以下までを認めています。 |
| 想定される不利益と対策 | カリウム補充により、予想より血清カリウム値が上昇することがあります。その場合、不整脈や心不全を来す恐れもあり、心電図モニターを装着し使用することを定めています。また、血清カリウム値を頻回に確認して異常が確認された場合は速やかに減量または中止を検討します。低カリウム血症は改善され次第、高濃度カリウム製剤の使用は終了し、添付文書で定められた使用方法へ移行します。 |
| お問い合わせ先 | 高岡市民病院 循環器科 中橋 卓也 または、担当の医師までお尋ねください。 TEL : 0766-23-0204 (代表) |